

大個審答申第 102 号
平成 29 年 9 月 1 日

大阪市長 吉村 洋文 様

大阪市個人情報保護審議会
会長 曾我部 真裕

答申書

大阪市個人情報保護条例の一部を改正する条例（平成 28 年大阪市条例第 16 号）による改正前の大阪市個人情報保護条例第 45 条に基づき、大阪市長（以下「実施機関」という。）から平成 27 年 4 月 15 日付け大北総務第 12 号により諮問のありました件について、次のとおり答申いたします。

第 1 審議会の結論

実施機関が、平成 27 年 1 月 22 日付け大北政第 32 号により行った開示決定（以下「本件決定」という。）に対する異議申立て（以下「本件異議申立て」という。）は、異議申立ての利益が失われたと認められるので、実施機関は、却下すべきである。

第 2 異議申立てに至る経過

1 開示請求

異議申立人は、平成 27 年 1 月 8 日、大阪市個人情報保護条例（平成 7 年大阪市条例第 11 号。以下「条例」という。）第 17 条第 1 項に基づき、実施機関に対し、「『H 26 年 1 月 14 日市民の声』に対する『処理カード』、H26 年 1 月 14 日市民の声に係る登録されたデータベースの登録内容の写し」を求める旨の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 本件決定

実施機関は、本件請求に係る保有個人情報を「平成 26 年 1 月 15 日受け付けした市民の声に係るシステム登録情報」（以下「本件情報」という。）と特定した上で、条例第 23 条第 1 項に基づき、本件決定を行った。

3 異議申立て

異議申立人は、平成 27 年 1 月 30 日、本件決定を不服として、実施機関に対して、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）による改正前の行政不服審査法（以下「行服法」という。）第 6 条第 1 号に基づき本件異議申立てを行った。

第 3 異議申立人の主張

異議申立人の主張は、おおむね次のとおりである。

①処理カード②データベース登録内容の写しの2点を請求したが②のみが提供された。

②は処理カード明細であり①の処理カードとは別のものと思われる。

第4 実施機関の主張

実施機関の主張は、おおむね次のとおりである。

- 1 実施機関は、既に関示済みの文書が、開示請求の対象に含まれる場合、開示請求の対象から外れると考えていたため、本件請求の趣旨を当時すでに開示済みであった処理カードではなく、未開示であった処理カード明細のみと解し、本件情報を特定して、本件決定を行った。
- 2 なお、異議申立人の主張のとおり、異議申立人から特定漏れの指摘があった処理カードに記載された個人情報（以下「本件追加情報」といい、本件情報とあわせて「本件各情報」という。）については、平成27年2月26日付け大北政第46号で新たな開示決定（以下「本件追加決定」という。）を行った。

第5 審議会の判断

1 基本的な考え方

条例の基本的な理念は、第1条が定めるように、市民に実施機関が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める具体的な権利を保障し、個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めることによって、市民の基本的な人権を擁護し、市政の適正かつ円滑な運営を図ることにある。したがって、条例の解釈及び運用は、第3条が明記するように、個人情報の開示、訂正及び利用停止を請求する市民の権利を十分に尊重する見地から行わなければならない。

2 本件各情報について

実施機関によると、実施機関では、市民から寄せられる本市行政に関する意見・提案、要望、苦情、相談・問合せを市民の声として、市民の声データベースシステムに登録しており、市民の声処理カード（以下「処理カード」という。）とは、市民の声データベースシステムから紙で印刷される様式であって、「申出人情報」、「回答期限」、「申出内容」、「伝達事項」及び「受付部署及び所管所属における決裁欄」が記載されたものであり、また、処理カード明細とは、市民の声データベースシステムの画面を紙に印刷したものであるとのことであった。

ここで、本件情報は、平成26年1月14日付けで異議申立人から実施機関に対し申出のあった市民の声に係る処理カード明細に記録された情報であり、本件追加情報は、当該市民の声に係る処理カードに記録された情報である。

また、実施機関は、本件決定により本件情報のみを開示しているが、本件異議申立てを受け、本件追加決定により本件追加情報を改めて異議申立人へ開示していることが認められる。

3 本件異議申立ての適法性について

本件異議申立てにおいて異議申立人が開示を求めている本件追加情報については、前記2のとおり、実施機関が本件追加決定により異議申立人に対して既に開示したことが認められる。

したがって、本件追加情報の開示を求めることを内容とする本件異議申立ては、その利益が本件追加情報の開示によりなくなっており、行服法第47条第1項に基づき不適法となることから、却下すべきである。

なお、条例第17条及び第19条の規定から、本件請求について、実施機関が本件情報だけではなく、本件追加情報も特定すべきであったことは明らかであって、前記第4の1に記載の実施機関の認識は誤ったものであることを付言しておく。

4 結論

以上により第1記載のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

委員 曾我部真裕、委員 島田佳代子、委員 長谷川佳彦、委員 金井美智子、
委員 重本達哉、委員 赤津加奈美

(参考) 答申に至る経過 平成27年度諮問受理第7号

年 月 日	経 過
平成27年4月15日	諮問
平成27年12月22日	実施機関から実施機関理由説明書の提出
平成27年12月24日	審議 (論点整理)
平成28年2月17日	審議 (論点整理)
平成28年3月18日	審議 (論点整理)
平成28年5月18日	審議 (論点整理)
平成28年8月30日	審議 (論点整理)
平成28年10月19日	審議 (論点整理)
平成28年11月24日	審議 (論点整理)
平成28年12月21日	審議 (論点整理)
平成29年2月13日	審議 (論点整理)
平成29年2月20日	審議 (論点整理)
平成29年2月28日	審議 (論点整理)
平成29年4月24日	審議 (答申案)
平成29年5月15日	審議 (答申案)
平成29年6月6日	審議 (答申案)
平成29年6月13日	審議 (答申案)
平成29年7月5日	審議 (答申案)
平成29年9月1日	答申